

3. 集団規定

番号	取扱い
3-1	開発区域外における位置指定道路からの接道について

道路位置指定を受けた道のみを接道とする敷地で、その道路位置指定時の開発区域外の土地を敷地とした確認申請については、以下のいずれかを満たすこととする。尚、満たせない場合については確認申請、道路位置指定の延長及び新たな開発許可の受付を不可とする。

①当該道路の指定日から1年を経過していること。

②開発区域内の建築の全てが完了していること。(完了=完了検査済証の交付)

関係
法令等

前橋市道路の位置の指定取扱要領